

高森町リプロダクティブ・ヘルス・ライツ普及・啓発業務委託仕様書

1 業務名

高森町リプロダクティブ・ヘルス・ライツ普及・啓発業務

2 目的

リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する知識を知らない児童・生徒に対して、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念及びリプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する知識の効果的な普及啓発を行い、正しい知識を得たうえで、自らの現在及び将来の健康やライフプランを考えることができるようになることを目的とする。

3 業務内容

前記2に掲げる目的を踏まえ、次の業務を行うこと。

(1) リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての知識・普及啓発動画の作成

リプロダクティブ・ヘルス・ライツを知らない児童・生徒に対して、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概要、およびリプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する知識に触れる機会を提供するための動画を作成すること。

動画については、目的達成のために効果的な高森町が全町民向けに提供している地域密着型の光ケーブルテレビ「高森ポイントチャンネル」や、高森町の公式YouTubeで発信することを想定して作成すること。テーマについては、高森町が別途指定するもの(別紙3)を含むものとし、テーマ(内容)数は全体で15程度とし、それぞれを1分程度の短編の動画にする。そのうち、2割程度は高森高校マンガ学科と連携して作成すること。なお、同校との連携調整方法については高森町教育委員会の指示するところによる。

(2) 動画視聴者に対するアンケート内容の思案・作成

(1)で作成した動画を視聴した児童・生徒に対してリプロダクティブ・ヘルス・ライツ及び啓発動画についてのアンケート内容を思案し、作成する。(結果は高森町教育委員会が取りまとめ、評価を行う)

(3) 高森中学校における授業の実施

高森中学校1年生から3年生を対象に、月経や生理不順、妊孕性や母体の安全性、不妊などをふまえた妊娠・出産の正しい知識、性感染症の予防や性的な関係を安心して持てることなど、ライフデザインが描きやすい具体的な情報を盛り込んだ授業を実施すること。

なお、今後施策へ反映できるよう参加者への調査票等による事業評価を行うこと。

4 契約期間

委託契約締結日から令和9年(2027年)3月26日(金)まで

5 成果品

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体(1部)及び電子データで提出すること。

なお、(3)については電子データのみとする。

- (1)業務完了報告書(令和9年(2027年)3月26日(金)までに提出)
- (2)実施したアンケートや調査等の取りまとめ結果
- (3)普及啓発のために作成した動画
- (4)その他、本業務実施にあたり作成、収集した資料一式

<留意事項>

- ・電子データは「Microsoft Office」を用い作成すること。
なお、データ形式は、「MicrosoftOffice 2016 以降」のソフトウェアで閲覧、及び編集が可能なものとする。
- ・電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん、外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを必ず行うこと。
- ・動画の電子データについては、納入後に編集が可能な状態で納入すること。
- ・成果品については、外観にタイトル等を表記し、内容がわかるようにすること。
- ・受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに町が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

6 事業実施体制

- (1)短期間での事業実施が必要となることから、業務遂行に十分な人員を配置するとともに、業務管理責任者を配置し、適切に事業の管理を行うこと。
- (2)業務全体の進捗管理及び方向性の認識を合わせるために、対面またはオンライン形式にて定期的に打合せを行うこと。また、毎回議事録を作成し、3営業日以内に提出すること。

7 その他の留意事項

- (1)本事業の遂行にあたっては、町と十分に協議を行いながら実施すること。
- (2)町は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。
受託者は町から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに町へ返却しなければならない。
- (3)当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて町に帰属するものとし、受託者は町の許可なく使用または流用してはならない。
- (4)本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町の指示に基づくものとする。
- (5)委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、町と十分協議のうえ決定すること。_